

## ◎「土蔵 2 (講座室)」の使用について (以下、安中新田会所跡旧植田家住宅条例に基づく)

1. 場 所：土蔵 2 一階の講座室 (約 20 人可)
2. 使用時間：午前 9 時～午後 5 時 (ただし入館は午後 4 時 30 分まで)  
※連続使用期間は 1 日を超えることはできません。予約状況をご確認ください
3. 使用料金：1 時間につき 3 0 0 円
4. 備 品：事前にお問い合わせの上、ご確認ください

### ●使用申請書の提出

講座室を使用したい場合は「使用許可申請書 (別記様式第 1 号)」に所定の事項を記載し、事業計画書又は企画書を添付して提出してください。

### ●講座室の使用可能条件

- (1) 地域のコミュニティーづくりに資するとき。
- (2) 文化振興に資するとき。
- (3) その他公益性の認められるもの。

※施設利用 (団体見学、その他利用など) 時の控え室としても使用できます

※次に該当する場合は、使用をお断りすることがあります。

- (1) 旧植田家住宅の建物、設備、展示物等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利又は商業を目的とした行事を行うとき。  
(地域の活性化・文化の向上に繋がるような事業は除く)
- (3) 政治・宗教活動を目的とする行事を行うとき。
- (4) 楽器や音響機器等を使用する行事を行うとき。
- (5) 飲食や火気を使用する行事を行うとき。
- (6) 指定管理者の指定した期日までに使用料を支払わなかったとき。
- (7) その他、指定管理者が使用許可を認めないとき。

### ●損害賠償について

使用者は、講座室及び設備、備品等を損傷し、又は亡失したときは、指定管理者の指示に従い、自己の負担においてこれを補填し、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を賠償しなければならない。

# ご利用にあたって 注意事項

安中新田会所跡旧植田家住宅は、八尾市指定文化財のため、様々な制限があることを十分に理解の上ご利用ください。

## ◎共通事項

- ・危険物等、動物（盲導犬を除く）を持ち込まない
- ・所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しない
- ・施設、備品、展示物等の取扱いを適切に行うこと
- ・他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしない
- ・持込み備品及び貴重品については、各自で管理すること  
※紛失、破損等に関して当施設では一切責任を負いません。
- ・施設及び敷地内は禁煙です
- ・施設の壁、柱、床、窓等を破損したり汚したりしないでください
- ・ゴミ類は、利用者で必ずお持ち帰りください

## その他

- ・目的外の使用はできません。
- ・販売行為等は禁止しています。ただし、公の行事において資料や文献などを販売する等、市および指定管理者が認める場合は除く。
- ・原状回復につとめること  
使用後は設備等をもとの位置に戻してください。また施設担当者に報告・点検を受けてください。  
※建物、備品類の紛失や破損、汚れ等は関係者、参加者等の行為による場合であっても使用者において弁償していただきます。
- ・事故のないように安全に留意してご使用ください

## 安中新田会所跡 旧植田家住宅（指定管理者：NPO 法人 HICALI）

### ○施設概要

旧植田家住宅は、宝永元年（1704）の大和川付替えにより開発された安中新田の会所屋敷で、新田を管理するための支配人を置き、現地の出先機関として設置した施設です。新田会所としては、府下でも現存するのが僅かに三箇所であることから、市指定文化財に指定されています。

○所在地 八尾市植松町1丁目1番25号

○問い合わせ先 安中新田会所跡旧植田家住宅 Tel/Fax 072-992-5311

八尾市教育委員会 教育総務部 文化財課 Tel 072-924-8555